



平成 16 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 興津 誠
(コード番号 6268東証 第1部)
問合せ先 取締役総務部長 佐和 博
(TEL 03 - 3578 - 7070)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 6 月 24 日開催の第 1 回定時株主総会において承認されました商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションとして発行する新株予約権の発行について、具体的内容を本日開催の取締役会において下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 . 新株予約権の発行日

平成 16 年 9 月 13 日を予定

2 . 新株予約権の発行数

345 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000 株とする。

ただし、4 . に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うこととする。

3 . 新株予約権の発行価額

無償とする。

4 . 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 345,000 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

5 . 新株予約権行使に際して払込みをすべき金額

平成 16 年 9 月 13 日に確定する。

新株予約権 1 個当たりの払込をすべき金額は、次のより決定される 1 株当たりの払込金額に 2 . に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月（平成 1 6 年 8 月）各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により上記払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により上記払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6 . 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

平成 1 6 年 9 月 1 3 日に確定する

7 . 新株予約権の権利行使期間

平成 1 8 年 9 月 1 4 日から平成 2 1 年 9 月 1 4 日まで

8 . 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権者から請求のあったときに限り、新株予約権証券を発行する。

9 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、執行役員、理事の地位を失った後も、これを行行使することができる。
- (2) 新株予約権の質入れその他の担保提供は認められない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを承継するものとする。
- (4) その他、権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

10. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは、株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 前項9.(1)にかかわらず、新株予約権者が権利行使する前に、懲戒処分あるいはこれに類似する処分を受けた場合、または退職等により地位を失った後に懲戒処分に相当する事実が発覚した場合、当社取締役会は、その決議を経て、当該新株予約権を無償で消却することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額のうち資本組入額

資本組入額は、1株当たり払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とする。

13. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員、理事合計38名に割り当てる。

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成16年5月 7日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成16年6月24日 |

以 上